

予防接種業務委託契約書

小郡市（以下「甲」という。）と社団法人小郡三井医師会（以下「乙」という。）とは、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）第3条第1項の規定により、甲が行う予防接種業務の一部を小郡三井医師会の会員たる医師（以下「丙」という。）に委託するにあたり、乙を丙の代理人と定め、ここに業務委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（実施方法等）

第1条 予防接種の実施方法については、法予防接種実施規則の定めるところによるものとし、その他必要事項については、甲乙協議の上定める。

第2条 甲は、前条により行う業務の内、医師のなすべき行為については、乙を経由して丙の協力を要請する。

（契約期間）

第3条 契約期間は、平成18年4月1日から平成19年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、業務の対価として別表に定める額を業務委託料として丙に支払う。

ただし、当分の間、別表に定める個別接種金額に実施者数を乗じた額から1割を減じた額を業務委託料とする。

（支払い）

第5条 丙は、乳幼児の予防接種については、4半期の3ヶ月毎に最終月の翌月の10日までに、インフルエンザの予防接種については、実施した月の翌月10日までに予診票と請求書を甲に提出するものとする。

2 甲は、丙から正当な請求を受理した日から起算して30日以内に丙に支払うものとする。

（業務従事中の事故）

第6条 甲は、業務に従事中又は甲の指示する指定場所に赴く途中、丙が被った災害については、地方公務員の例に準じて補償する。

第7条 業務従事中の事故等の取扱については、法並びに例規に定めるところによる。

2 接種を担当した丙が事故に関連して、医業上の不利益その他の損失を蒙った場合又はそのおそれがある場合には、甲は、その損失を補償し又は防止するため適切な措置を講じること。ただし、その事故が丙の故意又は重大な過失によって生じた場合はこの限りではない。

(個人情報の保護)

第8条 乙、丙は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。契約の終了後及び解除後も同様とする。

(協議事項)

第9条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義を生じた事項については、甲乙協議の上定める。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成18年4月1日

甲 福岡県小郡市
代表者 小郡市長 平 安 正 知

乙 社団法人 小郡三井医師会
会 長 丸 山 泉

別表（第4条関係）

【 個 別 接 種 】

項 目		金 額	備 考
三種混合予防接種	1 期	3, 1 2 0 円（消費税含む）	1 件当たり
	2 期（二混）	3, 2 2 0 円（消費税含む）	1 件当たり
麻しん風しん混合 予防接種	1 期	5, 1 8 0 円（消費税含む）	1 件当たり
	2 期	3, 4 4 0 円（消費税含む）	1 件当たり
日本脳炎予防接種	1 期	2, 9 7 0 円（消費税含む）	1 件当たり
	2 期	3, 0 6 0 円（消費税含む）	1 件当たり
インフルエンザ 予防接種	生活保護受給者	3, 0 6 0 円（消費税含む）	1 件当たり
	上記以外の者	2, 0 6 0 円（消費税含む） 被接種者の負担金は 1, 0 0 0 円とする	1 件当たり
麻しん風しん単独予防接種（経過措置分）		5, 1 8 0 円（消費税含む）	1 件当たり
接種不可		2, 8 7 0 円（消費税含む）	1 件当たり

【 備 品 等 】

救急対策備品等	実費相当額	
---------	-------	--